

平成 26 年度第 2 回
横浜市公共事業評価委員会
平成 26 年 12 月 25 日(木)
横 浜 市

【H25：都整-1～10】再評価

意見具申に対する対応報告

住宅市街地総合整備事業

(都市整備局)

事業評価に係る意見具申に対する対応状況調査票〔一括報告用〕

| | |
|------------|---|
| 報告年度 | 平成26年度 |
| 全体事業名 | 住宅市街地総合整備事業 |
| 担当 | 都市整備局防災まちづくり推進課 |
| 意見具申 | <p>次の点に留意して見直しを進めてください。</p> <p>①従来のいえ・みちまち改善事業における住環境の向上という視点と、地震防災戦略における火災被害の軽減という<u>視点とを整理</u>^{①-1}し、<u>それぞれの視点で効果を評価</u>^{①-2}するとともに、<u>相乗効果が図れるよう留意</u>^{①-3}すること。</p> <p>②地震防災戦略における減災目標に向け、<u>住宅市街地総合整備事業により解決すべき課題を明確に</u>^{②-1}したうえで、<u>取組メニューの優先順位を整理</u>^{②-2}するなど、効果的な取り組みに努めること。 (注) 番号・下線は担当で追加</p> |
| 意見具申に対する対応 | <p>【①について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①-1：視点の整理 新たな中期4か年計画（2014～2017）において「地震火災対策の強化」と「安全で良好な市街地の形成」とに分けて整理し位置付けます。 ・①-2：評価 「地震火災対策の強化」は、主要な施策の一つである建物の不燃化推進の進ちょく（「新たな防火規制」に伴う耐火性の高い建築物の建築件数）で評価することを検討します。 「住環境向上（安全で良好な市街地の形成）」については、狭あい道路の拡幅や小広場整備等を実施しますが、定性的な評価を検討します。 ・①-3：相乗効果 建物の不燃化の推進による「地震火災対策の強化」の取組は、「新たな防火規制」を導入したうえで、補助制度や効果的なPRにより、不燃化建替等を促進するものです。建替の際には建築基準法の規定が適用されることで、狭あい道路の拡幅が促進されるという点で「住環境の向上」にも効果が期待できます。 一方で、狭あい道路の拡幅や小広場の整備等による「住環境の向上」の取組は、避難路の改善やいっとき避難場所等としてのオープンスペースの確保という点で、「地震火災対策の強化」にも効果が期待できます。 こうした相乗効果を最大限に発揮するために、庁内の関係課で連携しながら進めます。 <p>【②について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・②-1、②-2：住宅市街地総合整備事業により解決すべき課題、優先順位 地震防災戦略における減災目標の達成には、特に密集市街地等における「地震火災対策の強化」が重要となることから、住宅市街地総合整備事業及び関連する効果促進事業を活用し、建物の不燃化推進（「新たな防火規制」と「不燃化推進補助」の連動）の取組を優先的に進めます。 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>対応状況及び進ちよく見込み ※</p> | <p>【上位計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 3 月 「横浜市防災計画（震災対策編）」修正 ・平成 25 年 4 月 「横浜市地震防災戦略」策定 ・平成 26 年 3 月 「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」策定 ・平成 26 年 8 月 「横浜市中期 4 か年計画 2014～2017(素案)」発表 ・平成 26 年 11 月 「横浜市中期 4 か年計画 2014～2017(原案)」発表 ・平成 26 年 12 月 市議会において「横浜市中期 4 か年計画 2014～2017」上程 <p>【建物の不燃化推進】（地域指定・新たな防火規制導入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 6 月 広報よこはま 不燃化推進特別号（対象地域に全戸配布） ・平成 26 年 7～8 月 対象地域説明会 ・平成 26 年 7～9 月 パブリックコメント実施 ・平成 26 年 10 月～ 「不燃化推進補助」対象地域にて開始 <small>※従来、住市給事業で実施してきた除却・建替補助の対象地域を、新たな方針に基づき拡大。併せて手続等を見直し。</small> ・平成 26 年 12 月 市議会において「新たな防火規制」条例案の上程 ・平成 27 年度内 「新たな防火規制」を開始予定 「不燃化推進補助」補助内容の拡充予定 <small>※「不燃化推進補助」は本市減災目標の目標年次である平成 34 年度までの時限事業とすることで、建替の促進を図る。</small> |
|------------------------|---|

| | |
|------|-------------------------|
| 番号 | 平成25年度 都整-1 |
| 事業名 | 住宅市街地総合整備事業 唐沢・平楽・八幡町地区 |
| 事業期間 | 平成26年度～平成34年度予定 |

| | |
|------|----------------------|
| 番号 | 平成25年度 都整-2 |
| 事業名 | 住宅市街地総合整備事業 潮田・小野町地区 |
| 事業期間 | 平成26年度～平成34年度予定 |

| | |
|------|---------------------|
| 番号 | 平成25年度 都整-3 |
| 事業名 | 住宅市街地総合整備事業 滝頭・磯子地区 |
| 事業期間 | 平成26年度～平成34年度予定 |

| | |
|------|---------------------|
| 番号 | 平成25年度 都整-4 |
| 事業名 | 住宅市街地総合整備事業 市場西中町地区 |
| 事業期間 | 平成26年度～平成34年度予定 |

| | |
|------|--------------------|
| 番号 | 平成25年度 都整-5 |
| 事業名 | 住宅市街地総合整備事業 東久保町地区 |
| 事業期間 | 平成26年度～平成34年度予定 |

| | |
|------|--------------------|
| 番号 | 平成25年度 都整-6 |
| 事業名 | 住宅市街地総合整備事業 西戸部町地区 |
| 事業期間 | 平成26年度～平成34年度予定 |

| | |
|------|----------------------|
| 番号 | 平成25年度 都整-7 |
| 事業名 | 住宅市街地総合整備事業 本郷町3丁目地区 |
| 事業期間 | 平成26年度～平成34年度予定 |

| | |
|------|-----------------------|
| 番号 | 平成25年度 都整-8 |
| 事業名 | 住宅市街地総合整備事業 浦島町・子安通地区 |
| 事業期間 | 平成26年度～平成34年度予定 |

| | |
|------|-------------------|
| 番号 | 平成25年度 都整-9 |
| 事業名 | 住宅市街地総合整備事業 三春台地区 |
| 事業期間 | 平成26年度～平成34年度予定 |

| | |
|------|--------------------|
| 番号 | 平成25年度 都整-10 |
| 事業名 | 住宅市街地総合整備事業 金沢南部地区 |
| 事業期間 | 平成26年度～平成34年度予定 |

施策 10

災害に強いまちづくり（地震・水害等）

◆施策の目標・方向性

- ・減災目標の達成に向けて、建物倒壊等による被害の軽減策や、緊急輸送路等の整備、沿道建築物の耐震化等、「横浜市地震防災戦略」に係る各施策を着実に推進し、地震に強いまちづくりを進めます。特に、被害想定を踏まえ、地震火災の延焼被害の軽減に向けたまちづくりを進めます。
- ・局地的大雨等の対策に係る計画を策定するとともに、がけ地や浸水被害が想定される地域等における被害を予防する取組を強化します。
- ・様々な災害に対する危機対応力向上のため、内水ハザードマップ・洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ等による啓発を推進し、自助・共助の取組との連携を進めるとともに、災害情報の伝達手段の拡充、区役所の配備体制や避難勧告の強化など、「横浜市防災計画」等に基づく対策を着実に推進します。

◆現状と課題

- ・東日本大震災の教訓等を踏まえ、「横浜市防災計画『震災対策編』」を抜本的に見直し、想定被害に基づき、新たに減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するための具体的な対策を取りまとめたアクションプランである「横浜市地震防災戦略」を策定しました。
- ・「横浜市地震防災戦略」の減災目標達成にあたっては、地震被害想定（平成24年10月）で、死者発生主な原因となる建物倒壊や火災延焼の抑制に加え、救急・物資輸送を支える道路ネットワークの構築等のまちづくりが求められます。
- ・地震被害想定では、火災による被害が激増したことから、新たな方策を含めて、特に地震火災対策の強化が必要です。
- ・局地的大雨等による水害やがけ崩れが各地で頻発していることなどから、高まる水害リスクへの対応が求められます。
- ・津波や大雪、噴火、大雨等による様々な災害リスクに対する事前の備えを平常時から着実に進めることが必要です。

横浜市地震防災戦略の減災目標（死者数半減等）

| | 被害想定 | 減災目標（割合） |
|----------|-------------|--------------------|
| 全壊焼失建物棟数 | 約 112,000 棟 | 約 56,000 棟減（△50%） |
| 死者数 | 約 3,260 人 | 約 1,630 人減（△50%） |
| 避難者数 | 約 577,000 人 | 約 230,800 人減（△40%） |

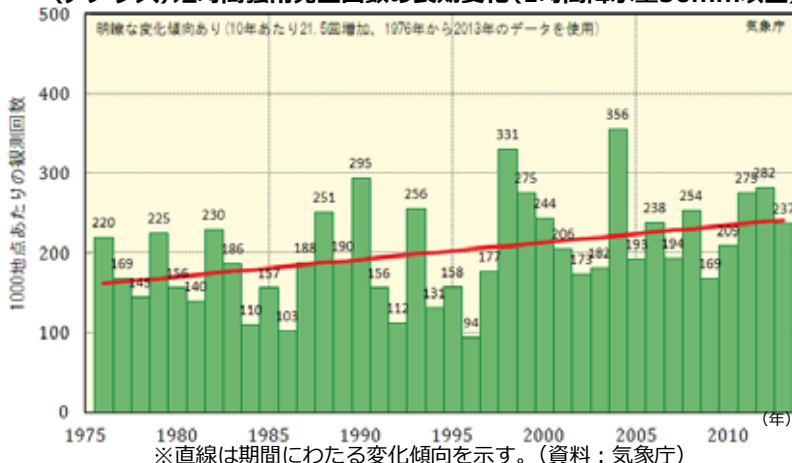
（資料：総務局）

地震火災による想定被害の増加（前回被害想定との比較）

| 種別 | 被害項目 | 被害単位 | 元禄型関東地震（24年度発表） | 南関東地震（16年度発表） |
|------------|------|--------|-----------------|---------------|
| 地震火災（冬18時） | 出火 | 炎上出火件数 | 370 件 | 177 件 |
| | 延焼 | 焼失棟数 | 77,654 棟 | 6,903 棟 |
| 人 | 火災延焼 | 死者 | 1,548 人 | 88 人 |

（資料：総務局）

（アメダス）短時間強雨発生回数の長期変化（1時間降水量50mm以上）



～津波対策～

津波対策としては「住民避難」と「防護」の二つの軸が考えられます。住民避難の対策としては、「津波からの避難に関するガイドライン」に基づき、津波避難情報板や海拔標識を設置します。また、津波からの避難を呼びかける「津波警報伝達システム」や、津波避難施設を整備する等、迅速な避難を促し、被害を軽減する取組を進めています。

防護対策については、港湾区域などで、津波・高潮からの被害を防ぐため、護岸のかさ上げを基本とした海岸事業による海岸保全施設の整備などに向けた取組を進めます。

◆指標

| | 指標 | 直近の現状値 | 目標値 (29年度末) | 所管 |
|---|--------------------------|-------------|----------------|-------|
| 1 | 新たな防火規制に伴う耐火性の高い建築物の建築件数 | 0件(25年度) | 1,800件 | 都市整備局 |
| 2 | マンション耐震改修戸数※ | 861戸(25年度) | 3,690戸 | 建築局 |
| 3 | 河川の想定氾濫区域面積(約50mm/h) | 575ha(25年度) | 540ha | 道路局 |

※マンション耐震改修促進事業による改修戸数

◆主な取組(事業)

| | | | |
|---|--|-------------|-------------------------|
| 1 | 【新規】地震火災対策の強化 | 所管 | 都市整備局、道路局 消防局、建築局 |
| 新たな防火規制を導入し、耐火性の高い建築物への建て替え等を促進させ、まちの不燃化を進めるとともに、都市計画道路の整備等による延焼遮断帯の形成を図るなど、地震火災に備えたまちづくりを進めます。また、消防隊や消防団の車両・資機材の増強など、消防力の充実・強化を図ります。 | | | |
| 想定 事業量 | ①老朽建築物の不燃化推進補助件数 900件(4か年) ②延焼遮断帯の形成の推進 【直近の現状値】25年度:①64件(累計) ②— | 計画上の 見込額 | 74億円 |
| 2 | 安全で良好な市街地の形成 | 所管 | 建築局、都市整備局、 環境創造局、消防局 |
| 身近な住環境における防災性向上のため、狭あい道路の拡幅整備や広場・公園・防火水槽等の整備を進め、安全で良好なまちづくりを進めます。 | | | |
| 想定 事業量 | 狭あい道路拡幅整備延長距離 189.3km(累計) 【直近の現状値】25年度:151.5km(累計) | 計画上の 見込額 | 258億円 |
| 3 | 緊急輸送路の整備・都市基盤の耐震対策 | 所管 | 道路局、港湾局、水道局、 環境創造局 |
| 緊急輸送路や耐震強化岸壁の整備を進めるなど、災害時における輸送機能の確保に向けた取組を進めます。また、上下水道管等の耐震化を進め、災害に備えたライフライン施設の整備を進めます。 | | | |
| 想定 事業量 | 緊急輸送路の整備推進 【直近の現状値】25年度:事業中 | 計画上の 見込額 | 2,155億円 |
| 4 | 建築物の耐震対策 | 所管 | 建築局、教育委員会事務局等 |
| 民間建築物(特定建築物、マンション、木造住宅)の耐震診断や耐震改修工事に対する支援を行い、耐震化を促進するとともに、市立学校の耐震化や、市民利用施設等を含めた吊り天井等の非構造部材の耐震改修を進めます。 | | | |
| 想定 事業量 | ①特定建築物耐震改修補助件数 76棟(4か年) ②市立学校の耐震化率 100%(27年度) 【直近の現状値】25年度:①26棟(累計) ②94% | 計画上の 見込額 | 215億円 |
| 5 | 水害対策 | 所管 | 環境創造局、道路局、 総務局、都市整備局 |
| 内水ハザードマップや洪水ハザードマップなどの被害予測や、整備水準を超える降雨への対応策を踏まえ、局地的大雨等の対策に係る計画を策定するとともに、横浜駅周辺地区の浸水対策を進める等、水害を予防する取組を強化します。 | | | |
| 想定 事業量 | ①横浜駅周辺の浸水対策 工事着手(29年度) ②浸水対策整備 50mm/h 11箇所(4か年)、60mm/h 6箇所(4か年) 【直近の現状値】25年度:①基本方針策定 ②50mm/h:74箇所(累計) 60mm/h:28箇所(累計) | 計画上の 見込額 | 273億円 |
| 6 | がけ地の防災対策 | 所管 | 建築局、環境創造局 |
| 「がけ地防災対策事業」における工事助成や「急傾斜地崩壊対策事業」によりがけ地の改善を促進するとともに、公園や保全された樹林地内のがけ地の安全対策を推進するなど、がけ地の防災対策を強化します。 | | | |
| 想定 事業量 | がけ地防災対策工事・がけ地減災対策工事助成件数 200件(4か年) 【直近の現状値】25年度:23件/年 | 計画上の 見込額 | 36億円 |
| 7 | 【新規】様々な災害に対する危機対応力の強化 | 所管 | 総務局、消防局等 |
| 津波や大雪、噴火、大雨等による災害に的確に対応するため、平常時から防災関係機関との連携を強化するなど、「横浜市防災計画」等に基づく取組を着実に推進するとともに、消防本部機能の強化に向けた取組を進めます。 | | | |
| 想定 事業量 | ①災害情報の伝達手段の拡充 ②消防本部庁舎 設計(29年度) 【直近の現状値】25年度:①— ②— | 計画上の 見込額 | 8億円 |

横浜市 の地震火災 対策



「燃えにくいまち、燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を進めます。

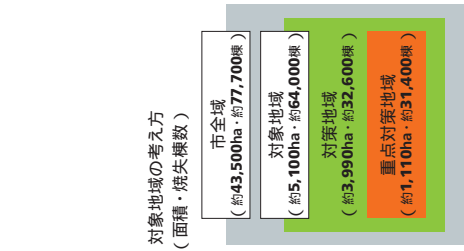
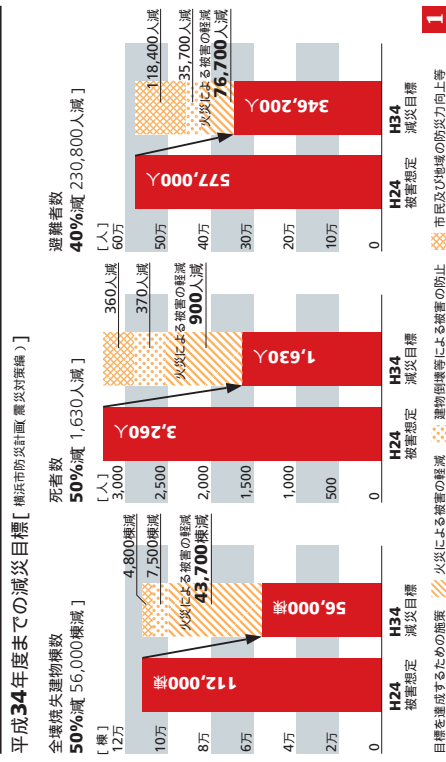
地震による火災被害を軽減するため、全市域において減災・防災力の底上げを図ります。

更に、施策の対象地域を絞り込んで重点化を図り、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消火力向上施策」と、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」との両輪で、「燃えにくいまち、燃え広がらないまち」の実現を目指します。

平成24年10月に公表した「横浜市地震被害想定」では、火災による焼失棟数及び死者数がこれまでの想定に比べ激増しました。

横浜市では、「火災による被害の軽減」を重点施策の一つとして位置づけ、新たな地震火災対策の指針となる「横浜市地震防災戦略」における地震火災対策方針を平成26年3月に策定しました。

主要な施策.....2・3面
対象地域.....4面

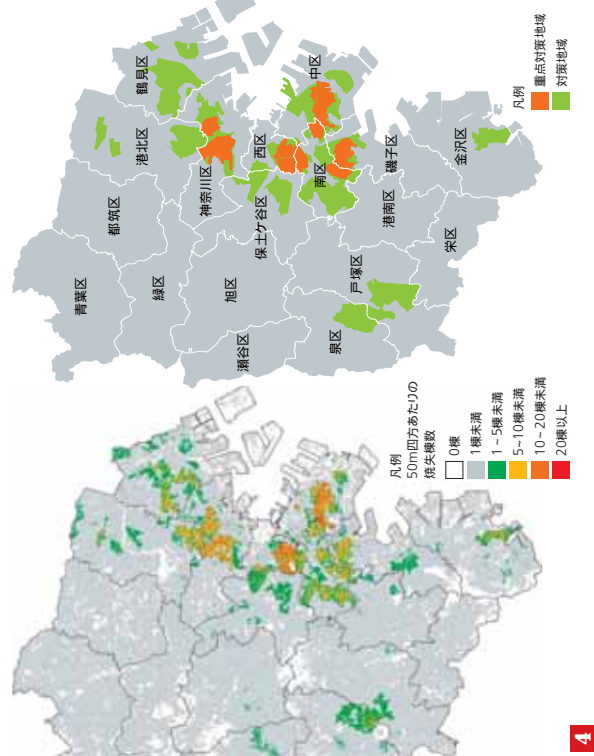


対象地域
地震火災の被害は、特定の地域に集中することが想定されるため、重点的に対策を実施する地域を「対象地域」として絞り込みました。「対象地域」のうち、特に重点化が必要な地域を「重点対策地域」と、それ以外を「対策地域」とします。

重点対策地域の考え方
横浜市地震被害想定(平成24年10月)をもちに、50m四方あたりの焼失棟数が5棟以上のメッシュが含まれる町丁目などを「対象地域」として絞り込みました。
(「対象地域」には、全市域の焼失棟数の約8割が含まれます。)
重点対策地域
対象地域のうち、火災による被害が特に大きいと想定される地域を「重点対策地域」としました。

重点対策地域の考え方
「火災危険度」のランクが4以上となる町丁目と隣り合い、燃え広がりが拡大する恐れのある地域を抽出しました。
補足
1 「火災危険度」のランクが3以下となる町丁目のうち、ランク4以上の町丁目と隣り合う地域に隣接し、一体的に燃え広がる危険性のある箇所を含みます。
2 「防火地域」など、すでに強い防火規制がかかっている箇所などは除きます。

被害想定図(焼失棟数)
【元データ: 横浜市地震被害想定(平成24年10月)】
資料: 横浜市地震被害想定(平成24年10月)



パンフレットの問合せ先

横浜市都市整備局
防災まちづくり推進課

〒231-0017
横浜市中区港町1-1 市庁舎6階
電話: 045-671-2691 | 3595
FAX: 045-663-8641

受付時間:
平日 8:45 - 12:00
13:00 - 17:15

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/bousaimachi/>

平成26年6月発行



主要な施策

施策の対象地域(4面に掲載)を定め、その地域区分に応じ、「地域防災力・消防力向上施策」と「防災まちづくり施策」を実施します。

地域区分 対象地域 対策地域 上記以外の地域

| 地域区分 | 対象地域 | 対策地域 | 上記以外の地域 |
|---------------------------|--|----------------|---------|
| | 重点対策地域 | 防災まちづくり計画策定地区等 | 左記以外 |
| A 地域防災力・消防力向上施策 | 初期消火器具設置補助(スタンバイ式など) 2 | ● ● ● ● | △ |
| | 感震ブレーカー設置補助 | ● ● ● ● | — |
| B 防災まちづくり施策 | 延焼遮断帯の形成 | | |
| | 地震火災対策重点路線の整備と沿道建築物の不燃化 3 既設の地震火災対策重点路線の沿道建築物の不燃化 3 | ● ● ● ● | — |
| 建築物の不燃化 | | | |
| 建築物の耐火性能の強化(新たな建築ルール)の導入] | ● ● | — | — |
| 不燃化推進補助 | ● ● | ● ● | — |
| 狭あい道路拡幅、小広場、防火水槽の整備など | 狭あい道路拡幅補助 小広場公園整備 防火水槽整備 4 | ● ● ● ● | △ |
| | 狭あい道路拡幅補助 耐震診断・改修補助 | ● ● ● ● | ● |

- 1 地域住民によるまちづくり協議会が防災まちづくり計画を策定した地区など
- 2 市場全体を対象とするが、重点対策地域及び対策地域を優先して実施
- 3 道路の線形等により、一部対象地域外となる部分を含みます。
- 4 市場全体を対象とするが、重点対策地域及び対策地域(防災まちづくり計画策定地区等)を優先して実施

A 地域防災力・消防力向上施策

全市域で市民及び地域の防災力や公設消防力の向上を図ったうえで、対象地域においては、特に出火率の低減や初期消火力の強化につながる取組を実施します。

関連する補助制度

初期消火器具設置補助(スタンバイ式など)

地震時の火災被害を軽減するため、地域の皆様にも容易に取り扱えるスタンバイ式初期消火器具などの設置費の一部補助を行っています。詳細はお近くの消防署にご相談ください。

スタンバイ式初期消火器具

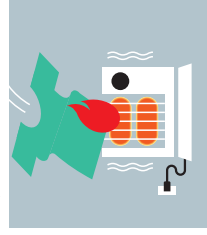


特徴

- 軽量のホースにより取扱いが容易です。
- 台車により器具の運搬が容易です。
- マンホール内の消火栓とホースの接続が容易です。

問合せ：各消防署

電気火災とは



発熱する器具が可燃物に転れて発火

器具破壊状態での送電による発熱・発火

問合せ：総務局危機管理課 Tel.045-671-2011

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikkikanri/kanshin/>

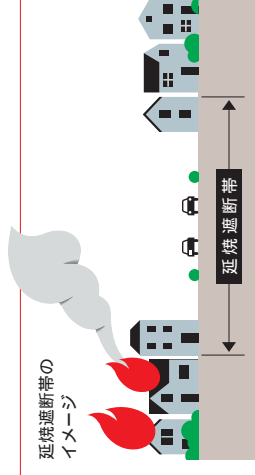
B 防災まちづくり施策

火災に強い都市空間の形成によって、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。

延焼遮断帯の形成

地震火災対策重点路線として、横浜市地震被害想定による延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、その沿道と既設の都市計画道路の沿道の建物について、建物の不燃化の促進を図り、延焼遮断帯を形成することで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。

地震火災対策重点路線：六角橋線(神奈川県 神奈川区)・汐見台平戸線(南区) など



建物の不燃化

重点対策地域では、「新たな建築ルール」の導入と建物の「不燃化推進補助」などの運動により、建築物の不燃化の促進を図ります。

「新たな建築ルール」とは、……重点対策地域内で建物を建てる際、原則として、「準耐火建築物」以上とすることを義務付けようとするルールです。

「新たな建築ルール」については、市民議員募金などの手続きを経て確認します。

準耐火建築物：木造の場合は、柱やはり、壁などの建物の重要な部分に、せつこうボードなどの不燃性の材料で覆い、一定時間以上は火に耐えられる構造にたうえて、開口部について網入りガラスなどの防火戸としたものなどをいいます。

関連する補助制度

不燃化推進補助

重点対策地域、新たな建築ルールが導入される地域、及び対策地域の一部において、老朽建築物の除却や、耐火性能の高い「準耐火建築物」以上の建物を建築する際の費用の一部補助を行います。

問合せ：都市整備局防災まちづくり推進課 Tel.045-671-2691
<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/bousaimachi/machihune/>

狭あい道路拡幅、小広場、防火水槽の整備など

避難・消防活動の円滑化、迅速化に向けた狭あい道路の拡幅や、小広場、公園、防火水槽の整備を図るとともに、建物の耐震診断や改修に係る費用の一部補助(持家木造戸建住宅は無料耐震診断)を行います。

関連する補助制度

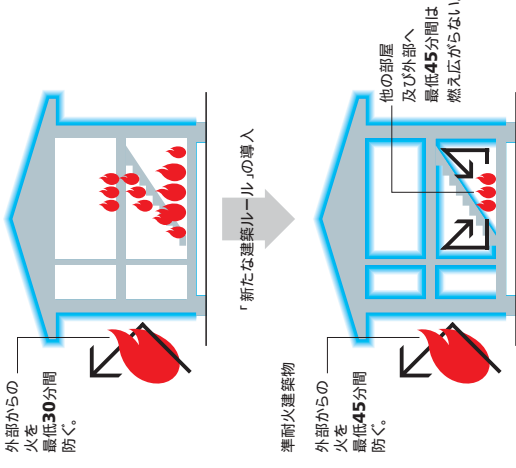
狭あい道路拡幅補助

避難・消防活動の円滑化、迅速化を目的に、4m未満の道路のうち、狭あい道路整備促進路線を指定しています。指定路線の沿道では、建替えなどに伴う門・扉などの除去・移設費の一部補助や、セセット部分の市による舗装整備を行っています。

問合せ：建築局建築防災課 Tel.045-671-4544

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/kyoai/>

「新たな建築ルール」の導入



木造2階建て住宅の例
防火構造の建築物

外部からの火を最低30分間防ぐ。

準耐火建築物

外部からの火を最低45分間防ぐ。

他の部屋及び外部へ最低45分間は燃え広げない。

関連する補助制度

耐震診断・改修補助

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された、在来軸組構法の木造戸建住宅、分譲マンション、災害時の重要道路の沿道建物について、耐震診断や耐震改修費の一部補助(持家木造戸建住宅は無料耐震診断)を行います。

問合せ：建築局建築防災課 Tel.045-671-2943

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/>